

相続の相談は司法書士へ!!

滋賀県司法書士会は「相続登記相談センター」を設立しました。

土地の名義が
放ったらかしに
なっている

元気な間に
子どもに
不動産を
贈与したい

相続登記の
手続の
進め方が
わからない

相続人が
どこにいるのか
わからない

相続人の
一人が外国で
働いている

亡くなった人の
借金が出た

子どもたちが
もめるのは
イヤなので
遺言をしたい



令和4年司法書士制度は
150周年を迎えます

こんな相続の悩みに

相続登記相談センターにお電話ください

相談会や司法書士会の会員をご紹介します。

ご予約は

077-511-9956

受付 午前9:30~12:00 午後1:00~4:00 年末年始、土日祝日を除く

まかせて
安心!

お問い合わせ先

滋賀県司法書士会

077-525-1093 平日 午前 9:30~12:00
午後 1:00~ 4:00

令和2年7月10日から「遺言書保管制度」がはじまりました。まずはお気軽に司法書士にご相談ください。



滋賀県司法書士会オリジナルキャラクター
三兄弟 三兄弟

滋賀県司法書士会

検索